

令和6年4月10日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社みずほ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は 事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
名古屋法人第二部 名古屋法人第三部	愛知県名古屋市中区栄3-4-5	愛知県名古屋市中区錦1-19-24	令和6年2月5日
岐阜支店	岐阜県岐阜市長住町5-1	岐阜県岐阜市金町6-6	令和6年2月13日
千葉法人部	千葉県千葉市中央区新町1000	千葉県千葉市中央区富士見2-5-12	令和6年3月4日

（2）変更の理由

営業所の移転に伴うもの